

変更の届出が必要な事項と添付書類等（法第8条、同法施行令第1条及び第3条）

届出が必要な変更事項	添付書類
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	【個人】
	・氏名 住民票の写し（本籍が記載されているもの）
	・住所 新しい住所が分かる書類（免許証のコピー、住民票の写しのコピー等）
	【法人】
	・名称及び法人の代表者の氏名
	法人の登記事項証明書
主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地	【個人】
	・主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地 新しい営業所の所在地が分かる書類（賃貸契約書のコピー等）
	【法人】
	・主たる営業所の所在地 登記事項証明書
	・主たる営業所の名称 なし
	・その他の営業所の名称及び所在地 新しい営業所の所在地が分かる書類（賃貸契約書のコピー等）
	損害賠償措置
安全運転管理者等の氏名及び住所	住民票の写し等選任届出に必要な書類
法人にあっては、その役員の氏名及び住所	【法人】
	【役員が新たに就任した場合(再任を除く)】
	・登記事項証明書
	・住民票の写し（本籍が記載されているもの）
	・法第3条第5号に該当しない者であることを誓約する書面
	・精神機能の障害に関する医師の診断書
	【役員が再任され、又は退任した場合】
	・登記事項証明書
	【役員の氏名に変更があった場合（就任、再任又は退任の場合を除く）】
	・登記事項証明書
・住民票の写し（本籍が記載されているもの）	
【役員の住所に変更があった場合】	
・新しい住所が分かる書類（免許証の写し、住民票の写しのコピー等）	
随伴用自動車に関する事項であって政令で定めるもの	【随伴用自動車の入替又は増車】
	・損害賠償責任保険又は損害賠償責任共済の契約の締結を証する書類のコピー
	・自動車検査証のコピー
	【減車】
	・なし